

社会福祉法人謙心会役員等報酬規程

社会福祉法人謙心会役員等報酬規程（平成28年7月制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人謙心会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡等により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退職手当については、給与規程第27条に定めるところにより支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支払方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支払時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理をする。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準を公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	日額 20,000 円

別表2（第4条関係）

非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	日額
評議員会への出席	5,568 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,568 円

(2) 理事

区 分	日額
評議員会への出席	5,568 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,568 円

(3) 監事

区 分	日額
理事会等会議への出席	5,568 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,568 円

(4) 評議員選任・解任委員

区 分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,568 円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	5,568 円